

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(九)

令八・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						
試験研究費の額	1	円	税 額 控 除 割 合 の 計 算	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 (9) > 15%かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((9) - \frac{15}{100}) \times 0.375$	18	
控除対象試験研究費の額の計算	2			税 額 控 除 限 度 額  調 整 前 法 人 税 額  当 期 税 額 基 準 額  令 事 業 年 度 の 月 場 合 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 場 合	3% < (9) ≤ 15%の場合又は(9) > 3%かつ令和11年4月1日以後に開始する事業年度の場合 $\frac{8.5}{100} + ((9) - \frac{3}{100}) \times 0.25$	19
同上のうち特別試験研究費以外の額	2				(9) ≤ 3% の場合 $\frac{8.5}{100} - (\frac{3}{100} - (9)) \times \frac{8.5}{13}$ (マイナスの場合は0)	20
(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3				税 額 控 除 割 合 ((12)、(18)、(19)又は(20)) + ((12)、(18)、(19)又は(20)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	21
控除対象試験研究費基準額(2)+(3)	4				税 額 控 除 限 度 額 (6) × ((17)又は(21))	22
(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額	5	内			調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	23
増の減計算試験研究費割合	7		調 整 前 法 人 税 額  当 期 税 額 基 準 額  令 事 業 年 度 の 月 場 合 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 場 合	(11) > 10% の場合の特例加算割合 $(11) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	24	
比較試験研究費の額(別表六(十一)「5」)	7			令 事 業 年 度 の 月 場 合 以 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 場 合	(9) > 4% の場合 $(9) - \frac{4}{100} \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	25
増減試験研究費の額(1)-(7)	8		税 額 基 準 額  令 事 業 年 度 の 月 場 合 以 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 場 合	(9) < マイナス4%の場合((11) > 10%の場合を除く。) $(9) + \frac{4}{100} \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	26	
増減試験研究費割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9			当 期 税 額 基 準 額  令 事 業 年 度 の 月 場 合 以 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 場 合	当期税額基準額 ((23)+(別表六(十三)「12」)) × (0.25 + ((24)と(25)のうち高い割合)又は(26))	27
令和11事業年度3月31日以前に試験開始する平均売上金額(別表六(十一)「10」)	10	円	令 事 業 年 度 の 月 場 合 以 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 場 合	(9) > 7%かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $(9) - \frac{7}{100} \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	28	
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(10)}$	11			令 事 業 年 度 の 月 場 合 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 場 合	(9) < マイナス1%かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合((11) > 10%の場合を除く。) $(9) + \frac{1}{100} \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	29
税額控除割合の計算	12	0.085	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額  法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	当期税額基準額 ((23)+(別表六(十三)「12」)) × (0.25 + ((24)と(28)のうち高い割合)又は(29))	30	
設立事業年度の場合又は(7) = 0の場合	12			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	32	
(11) > 10%の場合の控除割合増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13		法人税額の特別控除額 (31) - (32)	33		
令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場 $\frac{11.5}{100} + ((9) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	14					
0 ≤ (9) ≤ 12%の場合又は(9) ≤ 12%かつ令和8年3月31日以前に開始した事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (9)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	15					
(9) < 0かつ令和8年4月1日以後に開始する事業年度の場合 $\frac{8.5}{100} + (9) \times \frac{8.5}{30}$ (マイナスの場合は0)	16					
税 額 控 除 割 合 ((12)、(14)、(15)又は(16)) + ((12)、(14)、(15)又は(16)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	17					